

各種通知書についての御説明

●支給認定証について●

御提出いただきました支給認定申請に基づき、保育の必要量、有効期間等を決定し、支給認定証を交付いたします。

支給認定証は、特定教育・保育施設の御利用（給付）資格を証明するものです。

資格が無くなった時、または認定内容の変更をするときは、支給認定変更届とともに、お手元の支給認定証の返還が必要になりますので、施設の利用に関わらず大切に保管してください。

なお、既に支給認定を受けていて、有効期間内の場合は、新たな交付はありません。

＊＊＊ 支給認定とは ＊＊＊

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、保護者が認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の施設（特定教育・保育施設）を利用した場合は、教育・保育に要する費用を国・県・市が給付費として支払うこととしています。（この給付費は、確実に教育・保育に必要な費用に充てるため、施設や事業者に直接支払われます。）

このため、給付の対象となる施設等を御利用になる場合は、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けていただく必要があります。

なお、既に支給認定を受けた方は、一年に一度、支給認定継続の適否を確認するために現況届が必要となります。

【支給認定区分】

支給認定には3つの区分があり、認定区分に応じて、利用できる施設が決まります。

認定区分		利用できる施設	
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園（幼稚園機能部分）・幼稚園
2号認定	保育認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	<ul style="list-style-type: none">・保育園・認定こども園（保育機能部分）
3号認定		満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	<ul style="list-style-type: none">・保育園・認定こども園（保育機能部分）・地域型保育事業

【施設・事業の種類】

施設の種類	内容	利用できる人	
		保護者の要件	児童の年齢
保育園	仕事や病気のために家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する施設	共働き世帯等で保育ができない場合	0歳から5歳
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域子育ての支援も行う施設	共働き世帯等で保育ができない家庭で、保育を希望する場合	0歳から5歳
		上記以外の場合	3歳から5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設	制限無し	3歳から5歳
地域型保育事業 (小規模保育・事業所内保育など)	少人数での保育を実施する施設	共働き世帯等で保育ができない場合	0歳から2歳

＊＊＊ 保育認定について ＊＊＊

【保育を受けることができる基準＝保育の事由】

保護者が下記のいずれかの事情にある方は、保育認定を受けることができます。

	事由	説明
1	就労	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上就労することを常態としていること
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと（産前8週、産後8週）
3	保護者の疾病、障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること
4	介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護・看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
7	就学	学校、教育施設に在学していること
8	職業訓練	職業訓練を受けていること
9	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあり擁護が必要であること
10	DV	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難と認められること
11	育児休業	育児休業をする場合に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合（3歳以上児のみ）
12	その他	その他市長が前各号に類する状態にあると認める場合

【保育の必要量】

保育を希望する場合（2号認定・3号認定）は、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、保育標準時間と保育短時間のいずれかを認定します。

なお、認定に応じて利用できる利用可能時間帯は、施設ごとに異なります。

※ 就労事由で利用する場合は、就労証明書に記載された父母の勤務時間により保育の必要量の認定を行います。

＊＊＊ 支給認定証の有効期間 ＊＊＊

支給認定は、認定区分や保育の必要な事由により、有効期間が異なります。

有効期間を過ぎた場合には失効となり、施設の利用ができなくなります。

有効期間満了後も継続して施設の利用を希望する場合は、保育の必要性を改めて確認させていただく必要があります。(支給認定変更申請)

なお、児童が満3歳の誕生日を迎える、支給認定の事由が就労等の場合には、市が支給認定区分を3号認定から2号認定に切り替えて、新たな支給認定証を交付します。求職、妊娠・出産等の場合には手続きが必要です。(3号認定の支給認定証は返還していただきます。)

【有効期間】

《1号認定の場合》

有効期間
小学校就学前まで

《2、3号認定の場合》

保育の必要な事由	有効期間	
	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)
就労、保護者の疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	出産予定日の8週間前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日までのいずれか短い期間
求職活動	効力発生日から、同日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から、同日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日までのいずれか短い期間
就学、職業訓練	効力発生日から保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日までのいずれか短い期間
育児休業	事情を勘案して市長が適当と認める期間	事情を勘案して市長が適当と認める期間

＊＊＊ 届出が必要なとき (支給認定の変更) ＊＊＊

認定後、支給認定内容に変更が生じる場合、または変更を希望する場合は、支給認定変更申請書が必要です。御利用の施設、または市に御相談ください。

届出が必要なときの例	
1	住所の変更、住民票の内容に変更があったとき（転居等）
2	家族状況に変更があったとき（家族の出生・転居・転出・転入、父母の婚姻・離婚、手帳の取得等）
3	保育の必要な事由が変わったとき（就労→求職等）
4	父母の就労等により、1号（教育）認定者が2号（保育）認定に変更を希望するとき、又はその逆の場合
5	保育認定の方で、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を変更する場合
6	その他、支給認定の内容等の変更があるとき

●入園承諾書・利用調整決定通知書について●

保育認定希望者（2号、3号認定）については、保護者の利用希望、定員の空き状況、保育の必要性の程度を踏まえて利用調整を行った結果のお知らせです。

【保育認定の方】

通知書の名称	
公立施設を御利用になる方	入園承諾書
私立施設を御利用になる方	利用調整結果通知書

※ 利用調整の結果、施設の決定に至らなかった場合は、これらの通知は交付していません。

【教育標準時間認定の方】

利用施設が入園（利用）決定を行いますので、通知書類の送付はありません。

利用施設の案内に基づき直接利用の契約をしてください。その際、支給認定証を提示してください。

●利用者負担額（保育料）決定通知書について

公立保育園、私立施設のいずれの施設を御利用になる場合も、市が決定し通知します。

通知の時期は、4月分から8月分までについては4月、9月分から翌年3月分までについては9月になります。

＊＊＊ 利用者負担額（保育料）等 ＊＊＊

3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子供たちの保育料は無料となります。

保育料は無料となりますが、副食費（おかげ、おやつ代）は保護者の負担となります。公立の施設については月額4,500円です。私立の施設については、その施設で副食費の額を決定します。（年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては副食費も免除されます。）

市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子供たちも保育料は無料となります。

利用者負担（保育料）基準額は、国が示す基準額を基に、保護者の負担軽減に配慮した上で市が独自の基準額を定めています。（3歳未満児クラス）

利用者負担額の算定は、児童の年齢と、児童の父母の市民税の合計額により行いますが、父母の両方の市民税が非課税で、祖父母が生計の主宰者（生計中心者）と判断される時は、祖父母のうち所得の高い一方の市民税額を合算して行う場合があります。

なお、児童の年齢は、4月1日現在の満年齢で判断します。

利用する施設が私立の施設・事業者の場合、市が決定する利用者負担額（保育料）の他に、実費又は上乗せ分を御負担いただく場合があります。

詳しくは、御利用の施設にお尋ねください。